

令和7年度 新宿区母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

【事業の概要】

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するため、6月以上の養成機関等に通っている場合、修業期間中の生活負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金等を支給します。

【対象となる資格】

看護師、介護福祉士、保育士
理学療法士、作業療法士
保健師、助産師、美容師
理容師、調理師など

【対象となる方】

新宿区にお住まいの母子家庭の母または父子家庭の父で、申請時に20歳未満のお子さんを扶養し、次の要件をすべて満たしている方

- ☑児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準（※1）にある方
- ☑養成機関にて6か月以上のカリキュラムを修了し、対象資格の取得が見込まれること
- ☑就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる者であること
- ☑過去に本事業による訓練促進給付金等を受けていないこと

（※1）同等の所得水準について、詳しくはお問合せください。+

【給付金について】

(1) 高等職業訓練促進給付金

<支給額> 月額 100,000 円（住民税非課税世帯） 課程修了までの最後の12か月は月額 140,000 円
月額 70,500 円（住民税課税世帯） 課程修了までの最後の12か月は月額 110,500 円

<支給期間> 修業期間の全期間（上限4年）

(2) 高等職業訓練修了支援給付金

<支給額> 50,000 円（住民税非課税世帯）
25,000 円（住民税課税世帯）

<支給日> 修了日を経過した日以降に支給



【申請等について】

- ☑支給を希望される方は、下記の窓口で事前相談が必要です。
- ☑支給にあたっては、資格取得への意欲や能力、生活状況等をもとに支給の必要性について審査を行います。審査の結果、支給できない場合もあります。
- ☑修業期間中は、毎月、出席証明書の提出が必要です。その他、定期的な面接や成績証明書等の提出もあります。

この事業について、ご相談・ご質問がある方は、下記までお問合せください。

【お問合せ】 新宿区 子ども家庭部 児童育成担当課 育成支援係
（新宿区役所 2階 16番窓口）

電話：03(5273)4558 FAX：03(3209)1145

